

欧米における企業犯罪取締り

国	際	的	企	業	犯	罪	取	締	り
の	最	近	の	傾	向	(ア	メ	リ
力	、	英	国	を	中	心	に)	

シティユーワ法律事務所



前田 葉子 (まえだ・ようこ)
 シティユーワ法律事務所スペシャルカウンセラー。日本およびニューヨーク州弁護士。東京大学法学部、ペンシルバニア大学ロースクール卒業。主な取り扱い分野はコーポレートガバナンス、株主総会、金融取引紛争解決・ADR、M&A、不正競争防止法・意匠/商標法・著作権法ライセンス・技術導入契約 米国特許訴訟のアドバイスなど。

米国を始めとする各国においては、引き続き企業犯罪の取締りを強化する傾向にある。特に2015年には相当数の日本企業が競争法違反による処分の対象となり、多額の制裁金を課せられることとなった。一方で、贈賄に関しては、2015年に課された制裁金額はここ数年の中では比較的少なくなった。

また米国司法省(DOJ)は企業犯罪に関して企業だけではなく、それに関わった社員や役員個人の責任を追及するという方針を前面に打ち出した。

一方EUも同様に企業犯罪取締りを強化してきたが、英国がEUを脱退することが2016年6月に英国の国民投票で可決され、そのことが今後どのように影響するかも注目される。

本稿においてはこれらの点を中心に日本企業が知っておくべき近時の各国(特に米英)の犯罪取締りの傾向と事例について述べる。

1. 米国の企業犯罪捜査の傾向

(1) 関与役員個人に対する制裁の強化

2015年9月9日米国司法省司法長官代理のイエーツ(Sally Yates)氏が「企業犯罪に対する個人の責任について」と題された書面(通称イエーツ・メモ)〔注1〕を発表した。同メモは、

・企業犯罪の捜査においては、捜査開始当初から個人の行動に着目して捜査がなされるべきである。
 ・企業の捜査を終結させる前に個人の訴追の要否についても決定すべきである。

・企業が捜査協力による制裁の減免措置を受けるためには、犯罪行為に関与したあらゆる個人を特定し、この個人に関する情報をDOJに提供しなければならぬ。
 ・特別な事情がある場合やDOJ内で承認された場合を除き、責任のある個人の民事・刑事責任を免除しない。

などの方針を明らかにしている。この方針は、企業犯罪を起こすのは結局企業に属する個人であることから、個人の行為を取り締まるのが企業犯罪を防ぐ最も効果的な方法であるという発想に基づくものである。

ただし、これは特段新しい方針ではなく従来のDOJの企業犯罪取締り(特にカルテルの取締り)に関する方針に沿うものであり、それを明らかにしたにすぎないという見方が一般的である。

実際、DOJ反トラスト局は既にこれまでも個人を積極的に訴追しており、日本企業に対して特に大きな影響を及ぼしている。

例えば、DOJ反トラスト局による自動車部品捜査に関連して、2011年以降に約30名の個人が反トラスト法違反の罪を認め、少なくとも22名の個人が起訴されている。このような個人の大部分は日本国籍を有し、その多くは米国に居住したことが全くなく、米国の領土に足を踏み入れたことすら全くない者もいる。

これらの個人の社内でのポジションは、営業部長、部長、本部長、副社長、社長など様々であり、彼らに下された判決は、懲役12〜24ヶ月と重大である。

しかしながら、個人の責任追及を余りに重視しすぎると、犯罪捜査において事情を知る社員の協力が得られにくくなり、かえって捜査を阻害するのではという指摘もなされている。また、個人は企業に比べれば多額の制裁金の支払能力はなく、その一方自らに課される制裁に対しては司法取引に応じ

ず法廷で争うことを選択することが比較的多いとも指摘されており、DOJ側が犯罪行為について立証責任を負うことを考えれば個人に対する責任追及は必ずしも容易ではなく〔注2〕、将来的には個人の訴追の強化という傾向は変化する可能性があるという指摘も一部でされている〔注3〕。

そのような見方もあるが、個人の責任追及という動きは当面継続していくと考えられる。

なお、当然ながらイエーツ・メモは依頼者・代理人間秘密特権を否定するものではなく、秘密特権に基づき企業が提出を免れる情報(企業と弁護士との交信など)についても措置減免のために提出しなければならぬことを新たに定めたというものではない〔注4〕。

(2) 捜査の国際協力と犯罪人引渡し

反トラスト法違反行為に関与した者(特に幹部)は所在地にかかわらず起訴の対象となり、米国と最小限のつながりしかない者でも対象となるとされており、日本に在任するものでも例外ではない(実際前述の通り自動車部品カルテル捜査に関連して多くの日本人が捜査・起訴されている)。

外国に所在する従業員や幹部の捜査には法律上・実務上の問題は

あるが、日本その他米国外にいる従業員や幹部にもDOJの捜査・起訴が及ぶ可能性を認識しておくべきである。

なお、犯罪者の国際的な引渡しに関しては各国間に条約が存在する場合にほかに基づいて引渡しが行われる。日本と米国の間にもかかる条約が存在する。

2014年4月、米国司法省反トラスト部門は、競争法の事例としては初めて、ドイツ政府からイタリア国籍男性ロマーノ・ピシオッティ氏の引渡しを受け、同年11月にもカナダ政府からカナダ国籍男性の引渡しを受けた。

このピシオッティ氏の事例(注5)は日本にとっても参考となる部分が大い。同氏は2010年に米国司法省から起訴され、インタポールの「Red Notice」(逮捕手配書)に掲載された。

ピシオッティ氏は、移動中に乗り継ぎのためにフランクフルトの空港に降り立ったところ、ドイツ政府によって逮捕され、米国政府は、2013年8月に、米国・ドイツ間の犯罪者の引渡条約(以下、「采独引渡条約」)に基づき、ドイツ政府に対し、ピシオッティ氏の引渡しを求めた。

ピシオッティ氏は、欧州の裁判所において、米国政府の引渡請求を様々な形で争ったものの、結局、

米国政府に引き渡されることになった。米独引渡条約には、自国民不引渡条項(ドイツ政府が自国民については第三国に引き渡し義務を負わないという条項)が含まれていたが、ピシオッティ氏はドイツ国籍ではなかったため、ドイツ政府は同条を適用せず同氏を引き渡した。

同様の事態は日本人に関しても起こりうると思われる。すなわち、犯罪行為に加担したとして日本人に起訴された場合に、米国の間で犯罪人引渡条約を締結している第三国で日本人が逮捕され米国に引き渡される現実的なリスクがあるということになる。

2. 外国公務員に対する贈収賄の規制

(1) 米国内での動き

a. 2015年に課された制裁金

ここ数年DOJ及び証券取引委員会(SEC)は企業による外国公務員への贈賄行為(FCPA違反)に関して積極的に企業に対し制裁を課してきたが、歴史的な高額の制裁金額が課された(注6)2014年に比べ2015年は件数・金額とも比較的低調となった。DOJ/SECによる制裁が

なされた事案は計12件、制裁金額合計約1億4300万ドルであったが、これは2006年以降最も低い制裁金額である。

制裁金額の1件あたりの平均は約1200万ドルであったが、これも2007年以降最も低い数値であり、合計額・平均額とも突出して高かった2014年と比較して大きく下落した。なお、この12件には日本企業が少なくとも1社含まれる。

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となったが、これは数件の巨大なFCPA案件(ブラジルの石油会社であるペトロプラス社やウォルマート社などによるFCPA違反案件)が調査中でありそちらにリソースが割かれていることによるものであってDOJ/SECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方が



模会社においてはそもそもFCPA違反の制裁金を支払う資力が無い場合もある。

したがって、企業にしてみれば自主調査腐敗行為に参与した役員を早い段階で当局に知らせることは捜査への協力として評価されることは間違いがないが、関与した役員を差し出せば会社は簡単に処罰から逃れられると考えることは危険であると指摘されることである。

d. DOJが企業の全面的な捜査協力を条件とする訴追回避や罰金減額などの試験プログラムを公表

DOJは2016年4月5日、FCPAの執行について1年間の試験プログラムを発表した(注12)。同プログラムでは、FCPA違反行為について企業による自発的な情報提供や当局への協力や改善を促進するため、企業側の全面的な協力を条件として、訴追の回避や最大50%の罰金減額、コンプライアンス・モニタリングの回避などのインセンティブが提供されている。

しかしながら、同プログラムが適用されるにあたっては様々な条件があり、例えば「自己申告」や「全面的協力」、適時の是正策の適用などが要求されるため、同プロ

が優勢である。

b. 企業による自己申告がなかったにも関わらずNPA(不起訴合意)で終結した事例

DOJは2015年においてIAPP社(IAP Worldwide Services, Inc.)及びLBI社(Louis Burger International)と、それぞれNPA(不起訴合意)及びDPA(起訴延期合意)を締結することにより事件を終結させた。これら両事件をNPA及びDPAにより(起訴することなく)終結させることを決定させた共通の理由としては、①捜査への協力(内部調査、関連書類の提出、米国内外の役員へのインタビューの機会の提供)、②今後に向けた改善策の策定、③現状のコンプライアンスプログラムの強化、④他の調査への継続的な協力、などであった。

さらにLBIに関しては上記4点に加え、不正を発見した際に自主的にDOJに申告したことがDPAの付与にあたり考慮されているが、IAPPに関してはかかる自己申告はなかったものとみられる。

DOJはこれまで繰り返し、企業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

(2) 米国外での動き

ここ数年、英国ほかEU諸国、オーストラリア、カナダ等の米国外の国においても外国公務員に対する贈賄行為への取締りが積極的に行われていた。2015年に実際に贈賄行為に関する処罰がなされた件数は2014年に比較して少なくなつたが、贈賄行為に関する多くの調査が継続中であり、2015年12月31日時点で、継続中の251件の捜査案件のうち126件が米国、101件が欧州当局による捜査である(注13)。

英国においては、2014年11月に初めて、外国公務員に対する贈賄行為について有罪判決が下された。また2015年11月には、タンザニアにおける贈賄行為に関し、企業が贈賄行為を防止する義務を怠った(「Coburn Bribery Act」第7条(贈賄行為の防止を怠ったこと)違反が問われた事件がDPA(起訴延期合意)により終結し、同条に基づく処分がなされた初の事例となった。

2015年8月には、英国の国家犯罪対策庁(National Crime Agency: NCA)内に国際的な

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告すること奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLBIにはDPAが与えられ、自己申告しなかったIAPPに対してもNPAが与えられたのは、LBIの事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件(注7)でありLBI自体も巨大な企業であるのに対しIAPPの事件はそこまで大規模な事件ではなかった(注8)という、事件のそもそもの「性質及び範囲」(nature and scope)による判断であると考えられる。

上記のとおりDOJは自己申告が措置の減免を決定する上でもっとも大きな要素であるとしており、企業としてはFCPA違反を発見した場合に自主申告することが奨励されるが、IAPPの事例に鑑みれば比較的軽微な違反については、自己申告はNPAやDPAを取得する上で必ずしも不可欠ではないということであると思われる。

c. 個人の責任追及がなされた事例と企業に対しては不起訴処分となった事例

2015年に個人に対しFCPA違反の制裁が課された例としては、入札情報と引き換えにカタ

ルの公務員に対し贈賄行為を行ったPBSI社従業員が訴追され5万ドルの制裁金を支払うことで和解した事例(注9)、有利な条件で契約を締結するためパナマの公務員に対し贈賄行為を行ったSAPSE社の管理職社員1名がDOJ及びSECの両方から制裁を課され、SECとは9万2000ドルを払うことで和解し、DOJからは刑事訴追を受け22か月の禁固刑を言い渡された事例(注10)などがある。

一方、DOJによるFCPA違反の捜査が公式に不起訴という結果に終わることは非常に珍しくこれまで1件のみであったが、2015年にはコロニアの国営石油会社との間で契約を締結するため贈賄行為を行ったペトロタイガー社(PetroTiger Ltd.)に対する捜査が史上2件目の不起訴の結果に終わるということがあった(注11)。

不起訴となった理由の1つとして、ペトロタイガーが捜査当局に対し、贈賄行為を自主申告し早々に贈賄スキームを主導したマネジメントを知らせたということが指摘されている。

しかしながら同事件に関してはほかにも様々な要因があり、例えばペトロタイガーは小規模なオーナー会社であり、こういった小規

贈賄行為を取り締まる部門 (International Corruption Unit) が新設され、同ユニットが今後の英国の贈賄行為の取締りの中心となっていくものと思われる。

3. 競争法違反行為の取締りに関する動き

国際的な取引に係るカルテルでは、自国の競争法を国外で起きた行為について適用する域外適用により、同一のカルテル行為について複数国から競争法の適用を受ける可能性がある。

さらに、カルテル行為を取り締まる部門は単一ではないため、一国の別々の担当部門が平行してそれぞれ捜査・処分を行う場合もあり、近年特に国際的に事業を行う日本企業にとって脅威となつている。

(1) 自動車部品カルテル

2010年頃から調査が始まった自動車部品カルテルに関しては、多くの日本企業が各国当局から摘発され、その捜査対応や派生する訴訟への対応等に長期間多大な人的・経済的負担を強いられ、巨額の制裁金や損害賠償金の支払いを課されることになった。

例えば、米国においては、2015年2月までに、高額な罰金をとが可決された。英国のEU脱退が今後の企業犯罪(特にカルテル)の取締りにどのような影響を及ぼすかは、EUと英国が今後どのような関係を構築するかによって左右されるため、現時点では不確定な点が多いが、以下のような指摘がされている(注15)。

・英国がヨーロッパ競争ネットワーク (European Competition Network: ECN) の一員ではなくなるにより、当事者は、ECNの「ワンストップ」のリーニエンシーの制度を利用できなくなり、別途の手続きが必要となる。

・これまで、複数法域にまたがるカルテル事案については欧州委員会が管轄権を有していたところ(欧州連合理事会規則No. 1/2003)、今後は英国が独自にカルテル事案を調査・処分することができるようになる。英国の経済規模からすれば、これまで取り締まられていない事案は多く存在すると思われる。今後件数は増えるものと思われ、今後件数は増えるものと思われる。

・これまでの枠組みによるEUと英国との間の捜査協力・情報共有ができなくなり、新たな司法共助の枠組みを要するが、完成までには非常に時間がかかる。

支払った(または支払に合意した)企業上位50社のうち日本企業は22社にも上る。また禁固刑も長期化する傾向にあり、自動車部品に関するカルテル事案においても、日本国籍の者2名が24ヶ月の禁固刑を科されている。

(2) 金融機関に対する捜査・処分

DOJは過去数年間で外国為替、LIBOR(銀行間金利)、地方債などを扱う金融機関合計100以上を捜査し処分を下しているが、2015年に反トラスト局により課されたシャーマン法(Sherman Act)違反による罰金の総額は約39億ドルと、2014年の13億8000万ドルの約3倍となった。

そしてこの70%以上は為替相場を操作を行った様々な銀行に対する罰金であり、20%はドイツ証券グループ(DB Group Services (DG) Limited) が支払った約7億8000万ドルである。

金融機関に対しては競争法違反だけではなく日本の金融庁や、英国の金融行動監督庁(FSA)のような監督官庁による処分も平行して課されることがあり、負担が重い。

例えばバークレイズ証券は米国司法省の反トラスト局による外国

・英国の競争法政策は、より米国モデルに近いものとなっていく可能性がある。

EU脱退による影響はまだ不透明な部分が多いが、英国による企業犯罪(特にカルテル)の取締り件数は全体として増えるという見解が示されている。

5. 総括

近年各国が競争法違反に対する取締りを強化し、特に2015年は多額の制裁金が課されたが、このような傾向は当面続くと思われる。贈賄罪に対する処分も多くの捜査が継続中である。

一方で米国を始めとする各国当局はリーニエンシー制度等により企業の自主調査と申告を奨励し、捜査の負担を企業に転嫁するとともに、犯罪行為に関与した個人の責任追及の厳格化により犯罪行為の根本的な減少を導こうとしていると思われる。

こういった傾向により日本企業にとつての様々な負担が軽くなることは考えにくく、各国捜査当局の動向に引き続き注意を払う必要がある。

為替操作調査に対し6億5000万ドルを支払い、商品先物取引委員会と和解し、一方英国のFSAに対しても巨額の制裁金を支払うとともに、ニューヨークの金融当局に対しても1億5000万米ドルの罰金を支払い、さらにその後のクラスアクションにおいても3億8400万ドルを支払う、といった具合であった。

また個人に対する取締りも強化されており、2015年にはLIBOR操作に関する世界的な調査に基づいて2名のロンドンのトレーダーが初めて米国で有罪とされるなどした。英国ではLIBORの相場操作に対する初めての訴追が行われ、14年(その後11年に減刑)もの禁固刑が課されるという結果になった。

(3) リーニエンシー制度及び和解制度の活用

また、米国で特に顕著だが、各国においてリーニエンシー制度が定着し、最初にリーニエンシー申請をした企業は特にその恩恵を受けられることからリーニエンシー申請を行う件数が増加している。

EUでも、制裁金ガイドラインが改定された2006年12月以降、カルテルの摘発件数及びそれに対する制裁金の額が急増した。これは、2006年の改定により、

また、和解手続とリーニエンシー制度は別の手続であるため、併用して減額を受けることもできる。制度導入後、2015年2月末現在までに14件がこの和解手続を利用して利用している。

4. 英国のEU脱退と国際企業犯罪の取締りへの影響

- 2016年6月に英国の国民投票において、EUから脱退する
- 注
- 1 米司法省のウェブサイトを参照してください。 <https://www.justice.gov/dag/file/769036/download> (2016年7月10日現在)。
 - 2 実際、起訴された個人が陪審裁判で無罪とされた事件が複数あり、個人の責任を追及することの困難さが明らかになっている。(United States v. Farnam/事件番号3:13-CR-162-01-DRD/文書460) (フェルトリノ地区、2015年5月8日) ; United States v. Lin et al/事件番号3:09-CR-00110-SL-5/文書1255 (カリフォルニア北部地区、2013年10月10日) ; United States v. O'Shea/事件番号4:09-CR-00629/文書170 (テキサス南部地区、2012年1月1日)。
 - 3 Sherman & Sterling LLP "FCPA Digest January 2016" 91-97頁 (<http://www.sherman.com/media/files/newinsights/publications/2016/01/FCPA-report-trends-and-patterns.pdf>) (2016年7月10日現在)。
 - 4 イエーツ氏自身による2015年11月のスピーチより。
 - 5 Mark L. Krotoski "Extradition in International Antitrust Enforcement Cases" (http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publishing/antitrust_sourcelap/15_krotoski_4_22f_antitrustdam.pdf) (2016年7月11日現在)。
 - 6 2014年のFCPA違反による制裁金額の合計は1566万ドルで史上2番目であり、1件あたりの平均は156.6万ドルであり史上最も高い金額となった。またその中でもアルストム社に対して課された制裁金は772万ドルであり、1件あたりの金額としても450万ドルが課されたシーメンス社を上回り史上最も高い金額である。
 - 7 LIBEの事案は、ベトナム・インド・インドネシア等における建設プロジェクトの受注等のために各国の政府関係者等に対し贈賄を行った管理職社員2名が起訴されたものである。なお本件の一部は
 - 8 日本とのODA案件であり、LIBEは別途JICAからも一定期間の入札停止の措置を受けている。
 - 9 事案としてはIAPPがクエートの政府関係者に対し4百万米ドル程度の契約受注のため第三者と共謀してコンサルタントに対して、その全額または一部がクエートの政府関係者に対し支払われることを理解した上で1.8百万米ドル程度の支払を行った事案。
 - 10 The PBSJ CorporationのドメインについてWald Hatoun氏に対する処分 (<https://www.sec.gov/news/pressrelease/2015-165.htm>)。
 - 11 前掲脚注9 Sherman & Sterling LLP "FCPA Digest January 2016" 77-87頁。
 - 12 ドーナン・ハンセン (<https://www.justice.gov/opa/blog/criminal-division-launches-new-fcpa-pilot-program>) (2016年7月11日現在)。
 - 13 Trace International "Global Enforcement Report 2015" 6頁 (<https://traceinternational.org/uploads/PublicationFiles/TRACEGlobalEnforcementReport2015.pdf>) (2016年7月11日現在)。
 - 14 事業者が欧州委員会に対して制裁金の全額免除を申請する際に、直ちに全ての情報を提出することが困難な場合、申請者の名称、カルテルへの参加者等、カルテル行為についての基本的な情報を提供して一次的な申請を行い、免除申請者としての地位を確保することができるとしての制度が導入されている。
 - 15 欧州委員会は「マーカ」申請について期限を決定して情報を補完させ、申請者は当該期限までに免除を受けるのに必要な情報を提出しなければならぬこととされている。
 - 16 <http://kuwercompetitionlawblog.com/2016/06/27/what-will-cartel-enforcement-look-like-post-brexit/>